

第5回評議員会（2月27日）で来賓の中川雅治参議院議員が報告されました、品確法（「公共工事の品質確保の促進に関する法律」）の一部を改正する法律案が、4月4日、参議院本会議を通過し、衆議院に送られました。

この法案は公共工事を念頭に置いた法律ですが、改正案では第3条及び第22条にビルメンテナンスの維持管理に関する文案が盛り込まれております。

改正案抜粋

（基本理念）

第3条第6項

公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

（発注関係事務の運用に関する指針）

第22条

国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

詳細はこちらのホームページまで。

① 参議院 → 議案情報 → 法律案（参法）一覧 → 提出番号8

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/meisai/m18607186008.htm>

② 第5回評議員会議事録より、中川雅治議員の報告

<http://www.tbseiren.com/action.html>